資料５－１

国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議（第６回）

議事次第

平成 23 年 11 月 30 日（水）13 時 30 分～

（消費者委員会大会議室１）

１　開会

２　議事

（１）一元化及び一元化以外の選択肢に関する論点⑤

（２）その他

３　閉会

＜配布資料＞

資料１　国民生活センターの在り方の見直しに関する論点（素案）
資料２　国民生活センターの在り方に関する選択肢について
資料３　「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ（座長試案）
資料４－１　国民生活センターの在り方の見直しに関するコメント（室町委員）
資料４－２　国民生活センターの在り方の見直しに関する意見（長田委員）
資料４－３　第５回「検証会議」の座長メモに関して～第６回国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議への意見～（阿南委員）
資料４－４　国民生活センターのあり方に関する意見（国府委員）
資料４－５　「検証会議」中間とりまとめに関する意見（佐野委員）
資料４－６　意見書（花井委員）
資料４－７　「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめに関する意見（足立委員）

＜議場配布資料＞

参考資料　国民生活センターの在り方の見直し議論に関する見解（野々山国民生活センター理事長）

資料１

国民生活センターの在り方の見直しに関する論点（素案）

※検証会議における議論を踏まえ、事務局の責任において取りまとめたもの

（凡例）
◎：論点に関連し、委員間で共通認識として得られたもの。　○：論点に関連し、委員等から出された積極的な意見。
△：論点に関連し、委員等から出された提言・提案等。　□：論点に関連し、委員等から出された消極的な意見。

【論点①】

論点	検証会議における議論
組織の在り方として、どのような選択肢を取るべきか。	［共通認識］ ◎消費者問題の中核的実施機関である独立行政法人国民生活センターの機能を、安定性・継続性を持って確保し、充実することが必要。 ◎（独）国民生活センターの各機能の相互補完性・一体性が確保されることが必要。 ◎地方消費者行政の支援体制が維持されることが必要。
(1) 消費者庁へ一元化	［委員等からの意見］ □消費者目線をはじめとした（独）国民生活センターの良さが、一元化することでなくなってしまう。 □消費者庁への一元化によって、どう効率化するのか明確に示されていない。 □地方自治体においては、執行、企画、情報提供等がすべて一つの組織にあるほうがやりやすいと思うが、国の場合はそうではないのではないか。 △消費者目線での対応を図るため、相談から法執行を含めた対応までを経験しうるキャリアパスが必要。 △消費者庁への統合によって、（独）国民生活センターの地方支援機能が強化されるのか、明確にする必要がある。 △一元化が図られる場合には情報収集、分析、発信力の向上や相談、研修、ＡＤＲ等機能の拡充の観点から、人員を増員する必要がある。 △一元化が図られる場合には、国民生活センターの職員が消費者庁のなかで中枢を担うことができるように育成していくべき。 △行政改革の一環という話であれば、一元化の方向に流れる場合でも、将来的には一部の業務の民間委託や、FAMIC・NITE との統合、地方行政への移管等についての検討も必要。

	○一元化した場合、消費者庁職員の意識改革に繋がる。 ○消費者庁の企画立案、法執行といった政策的対応に、（独）国民生活センターに集約された相談情報を活かし、現場の声を反映できる。 ○消費者庁の設置の趣旨や任務等を考えると、（独）国民生活センターと一体化して、機能を充実させていくというのが自然な流れではないか。 ○消費者庁へ一元化した後に、実際に機能しているかどうかを、消費者委員会が点検・監視していけばいいのではないか。 ○地方の現場では、地方への支援がだんだん途絶えているという危機感があり、新たな組織を作ってもそのような心配のほうが大きいので、国への移行という道筋をとって具体的な検討に進んだほうが良いのではないか。 ○何もない状態で（独）国民生活センターがあるのではなく、現在消費者庁という組織が出来た中で（独）国民生活センターがどう在るべきかということを考えるべき。 ○消費者庁に一元化した上で、今の（独）国民生活センターの機能を維持・強化するにはどういう要件が必要かを検討・提示し、それをきちんと踏まえた仕組みを持った組織を作ってほしい。 ○相互補完関係にあるそれぞれの機能に問題点を抱えている中で、相互に補い合える関係になるのが一元化の最大のメリット。 ○地方の窓口を強化し、連携を強めることで、国民から遠くなるというデメリットはカバーできるのではないか。
(2) 大部分の機能を消費者庁へ移管、一部機能は消費者委員会へ移管	［委員等からの意見］ □ADR と（独）国民生活センターの他の機能とは、相互補完性・一体性があり、切り離すことはできない。 ○ADR については、消費者庁ではなく別の組織で解決を行い、その結果を全国の消費生活センターに模範として示していく方がうまくいく。 ○ADR について、消費者委員会等への機能移管という観点からの議論も対象とすべき。
(3) 消費者委員会へ一元化	［委員等からの意見］ □施設等機関を消費者委員会に置くには、委員会をいわゆる三条機関に改組し、委員会の性格を抜本的に見直す必要がある。 ○（独）国民生活センターの業務と消費者庁の法執行権限との間で一定の独立性を確保し、また組織・体制の安定性・継続性を確保できる。

(4)新たな法人制度への移行	［委員等からの意見］ □新たな法人制度のもとに移行しても、これまでの経緯からして、将来的に行革的な観点からの見直しが求められるのではないか。 ○消費者庁、消費者委員会、（独）国民生活センターの三組織の連携を強化することで、消費者行政全体の機能強化が実現。
(5)政府から独立した法人への移行	□完全なプライベートな法人に国が金を出すというのは考えられないのではないか。 □消費者庁、消費者委員会、（独）国民生活センターの３機関が独立していることによるメリットがわからない。 ○新しい形を考えるということを全く選択肢から落してしまうべきではない。 ○（独）国民生活センターは国でも民間でもない組織にするべきである。 ○新たな法人制度の類型にあてはめると（独）国民生活センターの機能が維持できないのであれば、機能が維持・充実できるような独立重視型の新しい類型の創設も検証会議として要望したほうがいいのではないか。 ○新型独法としての生き残りではなく、確固たる独立性を確保した新たな法人組織を求めるべき。

【論点②】

論点	検証会議における議論
消費者庁へ一元化すると、消費者行政が強化されるか。	
(1)支援相談・あっせん	［共通認識］ ◎地方消費者行政の相談支援は、（独）国民生活センターの基礎基盤。 ［委員等からの意見］ □あっせん案が有権解釈と誤解されるおそれがある。また、あっせんが有権解釈に拘束されて柔軟な解決を図れなくなる。 △有権解釈にとらわれない妥当な解決を図るというあっせん者の姿勢が大切。このための制度的担保が必要。

	△他省庁の所管法律に関する事案を扱う場合でも、その省庁の法解釈にあっせん者が遠慮することがないよう制度的担保が必要。 △制度的担保の具体的な方策についての議論が必要ではないか。 △直接相談の廃止の見直しや代替策の検討など、支援相談の在り方についての議論が必要。 ○地方自治体での例を踏まえると、法執行権限を有する消費者庁へ一元化したからといって、自動的に相談、あっせんができなくなるということはないのではないか。 ○あっせんの途上で法律を柔軟に解釈した考え方を述べることは、地方自治体では日常的にやっているし、これが消費者庁、国民生活センターの中で行われることについてはまったく支障はない。
(2)裁判外紛争解決手続（ADR）	［委員等からの意見］ □ADR 機能の中立性、公平性を担保するべき。 □第２回資料１－４によると、一元化により変わる点は、合議制機関の事務局機能を担う主体が変わるだけとのことであり、消費者庁が ADR を行うことについての積極的な理由はないのではないか。 □有権解釈をする国に ADR を置くことには、事業者団体からすると支障があるので、少なくとも民間に委託する、あるいは地方行政に移管するといったことを含めて議論する必要がある。 △（独）国民生活センターの ADR には、地方の消費生活センターに対して解決指針を提示するという支援機能もあり、この機能を法的に担保することが必要。 ○一元化することで、国の地方支分部局を活用して地方での利便性を向上させるなど、地方の ADR 機能を強化することができるのではないか。
(3)情報収集、分析、発信	［委員等からの意見］ □消費者庁の有する法執行権限との関係で、情報発信が遅くなったり、内容が不十分となったりするのではないか。 □情報発信について、試行で行っているような取組は、消費者庁へ一元化しなくてもできるのではないか。 □試行により連携が可能とわかったので、消費者安全法で来る情報を直接（独）国民生活センターが取得できるように法改正して、より精度の高い分析をして連携を深めていくべきではないか。 ○（独）国民生活センターの情報発信の機能だけでは、十分な成果、効果が発揮できないという状態に陥っている一方、消費者庁の消費者目線の確保という点で（独）国民生活センターの持つ情報分析能力が必要。

(4) 商品テスト	[委員等からの意見] □下記のような取組は、消費者庁に一元化しなくても、必要なものではないか。 △消費生活センターからの依頼で行った商品テストの結果をもとに、事業者に連絡を取ろうとしても、無視されることが多々ある。消費者庁に一元化した場合、この点の改善が必要。
(5) 研修	[委員等からの意見] △相模原研修施設の廃止に伴い、代替的な研修施設の確保について検討すべきではないか。

【論点③】

論点	検証会議における議論
消費者庁と（独）国民生活センターとで業務の重複はあるか。	[委員等からの意見] □消費者庁は権力的事務を所管する一方で、（独）国民生活センターは非権力的実施事務を所管しており、両組織の業務は法制的には直ちに重複しているとは言えない。第３回資料１－５、資料１－６を見ても、重複しているとは思われない。 □特に情報収集・分析・提供については、消費者庁は消費者安全法第 15 条第１項に基づき注意喚起を行うこととされており、（独）国民生活センターの非権力的事務である情報提供業務との重複はない。 □仮に重複しているとしても、それ自体が問題なのではなく、むしろ多少重複していることがすき間的な案件を防ぐことになる。 **○情報発信・広報については重複があり、何らかの整理は必要。** **○重複はあるが、業務の大半ではない。**

資料２

国民生活センターの在り方に関する選択肢について

１．　独立行政法人改革により創設される新たな法人制度等　⇒　年内に、具体的な組織形態を決定することが必要

（１）新たな法人制度

選択肢	特徴		論点・課題
自主的・自律的裁量により、効率的な業務運営と成果の最大化を図る事務・事業を行う法人 （例：金融関係法人、研究開発法人、行政事業法人）	・国の関与の強化 ・法人の裁量権の弱体化 ・廃止を含めた法人の必要性の定期的な検証 ・自己収入の目標不達成の場合の交付金算定時の削減措置	（移行に当たって） ・国や他法人との重複整理 ・事業の廃止・縮小、民営化や他法人との統合の観点からの見直し	・組織としての自律的判断の確保 ・機能の安定的維持 ・自己収入の確保・増大（例：あっせん・ADR、商品テスト等の有料化を含めた見直し）
行政執行法人 （国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人）	・比較的強い国の関与 ・単年度の財政措置 ・法人の規模によっては、事務・事業を国に移管し、法人を廃止		・組織としての自律的判断の確保 ・機能の安定的維持

（２）他の法制度の下で事務・事業の内容に応じた個別のガバナンスを講じる法人

選択肢	特徴	論点・課題
他の法制度の下で事務・事業の内容に応じた個別のガバナンスを講じる法人 （例：医療関係法人、資金管理法人）	・国からの財政支援がない部分については、民間法人としてのガバナンス ・国からの財政支援がある部分については、主務大臣の監督権限の強化	・自己収入の確保・増大（例：あっせん・ADR、商品テスト等の有料化を含めた見直し）

２．国への移行　⇒　具体的な機能の国への移行の在り方については、別途検討の場を設けて、年明け後も引き続き検討

選択肢		特徴	論点・課題
消費者庁	内部部局へ統合	・企画立案・法執行等へ消費者の声を反映 ・一体的運営と消費者庁職員の意識改革	・独立性の担保 ・あっせん・ADR と法執行権限との関係
	施設等機関	・企画立案・法執行等へ消費者の声を反映 ・消費者庁職員の意識改革	・施設等機関の独立性の担保 ・あっせん・ADR と法執行権限との関係
	特別の機関	・消費者庁からの独立性	・法設置機関としての管理部門の確保（効率性）
消費者委員会	委員会への一部機能の移管	・消費者委員会の監視機能の向上 ・消費者庁からの独立性	・合議体組織としての性格上、移管できる機能が限定される（例：ADR） ・実施事務を担うことについて、監視機能との関係整理
	施設等機関 or 特別の機関		・三条機関への改組が必要　⇒　内閣府のもとに外局が二つとなり、消費者庁の事務を消費者委員会に移管することを含めた検討が必要 ・実施事務を担うことについて、監視機能との関係整理
内閣府本府	施設等機関 or 特別の機関	・消費者庁、消費者委員会からの独立性	・消費者庁との所掌事務上の整理（消費者行政の実施機関でありながら、組織として並立） ・内閣府本府の肥大化（機能の低下） ・消費者庁、消費者委員会との連携の在り方

３．その他

選択肢	特徴	論点・課題
日本司法支援センター（法テラス）	・「司法」機能を担う法人（総合法律支援法に基づき、「司法」の分野で独立行政法人の枠組みに従って設立） ・国が運営費交付金（総事業費の４割）を交付 ・現行の独立行政法人通則法を準用	・「行政」機能を担う国民生活センターの業務との関係
公益的な法人 （例：公益法人、NPO）	・政府からの独立性 ・国からの財政支援なし	・自己収入の確保・増大（例：あっせん・ADR、商品テスト等の有料化を含めた見直し） ・地方支援機能を維持するための財源確保 ・職員の雇用確保
いわゆる「政府から独立した法人」	・政府からの独立性 ・国からの財政支援あり	・類例なし

資料３

「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ
（座長試案）

1. 共通認識：機能の維持・充実

（独）国民生活センターは、消費者問題の中核的実施機関として、支援相談、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、広報、裁判外紛争解決手続（ADR）等の機能を担っている。

国民生活センターの各機能は、支援相談を中心に相互補完性を有し、これらが一体となって地方消費者行政の支援機能を果たしている。

今日求められている消費者行政全体の強化のためには、国家財政の深刻な状況の中で、これらの機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていく必要がある。

2.（独）国民生活センターの在り方に関する選択肢

現在進められている独立行政法人改革における制度・組織の見直しにより、現行制度の独立行政法人は廃止される見通しとなっている。このため、現在ある独立行政法人は、独立行政法人改革により創設される新たな法人制度（以下、単に「新たな法人制度」と言う。）に移行するか、民間法人化するか、廃止するか、あるいは国に移行するかの判断が求められている。

こうした状況下にあって、消費者行政全体の強化のためには、（独）国民生活センターの在り方に関する基本的な選択肢として、新たな法人制度への移行、国への移行、いわゆる「政府から独立した法人」が考えられる。

○新たな法人制度への移行

新たな法人制度への移行については、その特性（国の関与の強化、法人の裁量権の弱体化、廃止を含めた法人の必要性の定期的な検証、自己収入の目標不達成の場合の交付金の削減措置など）から、消費者問題の中核的実施機関である（独）国民生活センターの各機能を維持・充実させていくためには大

きな疑念がある。さらに、移行に当たっては、消費者庁や他法人との重複の整理が強く求められ、また事業の廃止・縮小、民営化や他法人との統合の観点からの見直しが行われることから、機能が欠落することが懸念され、各機能の一体性を確保することも困難になる可能性がある。この結果として、地方消費者行政の基盤を損ないかねない。

○国への移行

消費者行政全体の強化を図る観点から、（独）国民生活センターの機能を安定的に強化しつつ、効率化を図り、より高度な行政サービスの提供を実現していくためには、（独）国民生活センターの各機能を、国へ移行することが適当と考えられる。

国への移行先としては消費者庁、消費者委員会、内閣府本府、また、その組織形態については「内部部局」や「施設等機関」、「特別の機関」など、様々な選択肢を理論的には取りうる。ただし、それぞれ具体化に当たっての課題が想定される。

例えば、裁判外紛争解決手続（ADR）、あっせんについては、法執行権限との関係を制度的な観点から議論することが必要であるとの指摘もあった。

また、（独）国民生活センターの在り方の見直しに当たっては、消費者行政全体の機能強化の観点から、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第三項の趣旨も勘案し、消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方を含めて検討すべきとの意見もあった。

このように、具体的な機能の国への移行の在り方については、議論を尽くすべき論点があり、引き続き更なる検討を行う必要がある。

○いわゆる「政府から独立した法人」への移行

新たな法人制度とは別の「政府から独立した法人」として位置付けるべきという意見もあった。

しかしながら、大宗を国からの財政支出によって運営することを前提とする以上、政府から全く独立した法人はありえない。

他方、基本的に自己収入で運営することとなると、機能を安定的に維持する

ことは困難である。

このため、相対的に独立性の確保を図るとしても、国への移行という枠組の中の選択肢の一つとして、検討することが適当と考えられる。

3．試行

試行の実施状況については、その報告を踏まえると、①情報分析・提供業務、②消費者政策検討会議の開催、③人事交流・研修の各分野において、概ね一定の成果を挙げているものと評価できる。

ただし、今回検証の対象とした期間は、約二ヶ月間という短いものであり、試行の実施状況・成果については、今後引き続き検証・評価する必要がある。

4．結論

上記の通り、（独）国民生活センターの各機能を、新たな法人制度ではなく国へ移行することが適当と考えられ、これにより（独）国民生活センターの機能を国の中で安定的に強化しつつ、効率化を図り、より高度な行政サービスの提供を実現していくべきである。

政府は、本取りまとめ以降、附則三項の趣旨も勘案しつつ、別途検討の場を設けて次の事項について引き続き議論し、来夏までに結論を得るよう努めるべきである。

・（独）国民生活センターの具体的な機能を国へ移行する在り方

・消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方

資料４－１

国民生活センターの在り方の見直しに関するコメント

2011年11月28日
(社)日本経済団体連合会 企業行動委員会
消費者政策部会長　室町　正志

１．消費者政策の推進は重要な政策課題であると考えており、事業者としても、消費者と事業者がＷＩＮ－ＷＩＮの関係を構築できるよう、政府はじめ消費者や消費者団体等と情報交換を行いながら、適宜連携を図るなどして、取り組んでいるところである。

２．しかし、今回の国民生活センターの在り方の見直しについては、はじめから一元化ありきで議論が進められてきた感があり、一元化によって、消費者・事業者双方にとって、どのようなメリットがあるのか十分に示されていない。

３．とりわけ、ＡＤＲについては、国に一元化された場合の懸念が大きい。

第１に、片方の紛争当事者の利益の擁護及び増進に関する事務を行う任務を担う国の行政組織が、ＡＤＲのような司法機能を担うことである。

第２に、法執行や有権解釈を担う消費者庁と、相談・あっせん・ＡＤＲ等を担う国民生活センターが一元化すれば、国民生活センターによるあっせん・ＡＤＲ等が消費者庁による有権解釈と受け取られるおそれがある。

上記の懸念から、仮に国民生活センターが国へ一元化される場合には、ＡＤＲの判断を行う機関を民間委託したり、地方自治体等へ移管すべきである。

４．そもそも国民生活センターの在り方の見直しにおいては、全ての機能を国に一元化することを前提とするのではなく、行政改革の観点から、地方自治体や民間への機能の移管、ＮＩＴＥやＦＡＭＩＣなどの類似業務を行っている機関との統合が可能かどうかも含めて、個別に検討すべきである。

５．以上の理由から、国に移行する場合にも、ＡＤＲ機能の分離、一部機能の他機関との統合や地方自治体への移管、民営化を図るべきである。

以　上

資料４－２

2011. 11. 30

国民生活センターの在り方の見直しに関する意見

国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議委員
長田三紀

2011年11月24日、第5回検証会議において提出した意見と重複するところですが、あらためて国民生活センターの在り方の見直しに関する検証について意見を提出いたします。

1. 国民生活センターの機能の相互補完性及び一体性の確保が最重要であることは、検証会議でも確認されています。その実現のためにどのような組織形態が最適かについて、すべての選択肢を平等に議論すべきです。あたかも、消費者庁への一元化が一番実現性が高いかのような論調は控えるべきです。

2. 第4回・及び第5回で提示された、「新型独法の類型では、国民生活センターの将来的な存続が困難である」という一方的な主張のみをもって、国民生活センターが独立した法人であり続ける選択肢を否定することはできません。新型独法としての生き残りではなく、確固たる独立性を確保した新たな法人組織としての存続について、消費者庁として真剣に向き合い、実現に向けて努力をするべきです。

3. 事務局は消費者庁へ国民生活センターの機能の全部を一元化するという選択肢についての実現可能性について、きちんと論拠となる資料を提出するべきです。第4回会議に提出した私の質問事項について、全くなんの回答も、資料提出もされないという現実が、実は全部機能の一元化の可能性を否定するものと考えます。

4. 消費者庁への一元化を目指す際の、国民生活センターの人員削減や、業務の削減について、どういう設計図を描いているか、明確な資料を提出するべきです。あたかもすべての機能と人員の確保が約束されているかのような印象を与えている現在の説明は、そのまま信じることはできません。行革路線に則っての計画があるのであれば、検証会議に対し詳細な資料提供と説明が必要です。

5. 第4回、第5回で提出された論点整理について、事務局説明や、対応策等、委員の合意が得られていないものについての記載をすべきではありません。意見がまとまっていない現状では、すべての委員の意見を併記し、そのまま提出すべきだと考えます。

6. 消費者庁・消費者委員会設置という消費者行政の機能強化の当初の目的に立ち返り、国民生活センターも含めたあり方及び国民生活センターの独立性と安定性の確保の方策について、十分に時間をかけて審議をすべきであり、その間、独立行政法人改革の余波を受けないよう、消費者庁として毅然として行政刷新会議に対応していただくよう、強く要望します。

資料４－３

第５回「検証会議」の座長メモに関して
～第６回国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議への意見～

2011年11月30日
全国消費者団体連絡会　阿南　久

１．第５回「検証会議」に示された座長メモで、「基本的方向」として「消費者行政全体の機能強化のためには、これらの機能〈(独)国民生活センターの支援相談、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、広報、裁判外紛争解決手続（ADR）等の機能〉について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていく必要がある、としたことには同意します。

２．しかし、このための基本的な在り方に関する選択肢を、①国への移行、②新たな法人制度への移行の二通りに限定したことは、「検証会議」の論議経過を十分には反映していません。③政府から独立した法人への移行も選択肢に加えるべきです。

３．①国への移行については、a)消費者庁のもとの施設等機関への移行、b)消費者委員会のもとへの移行、c)消費者庁・消費者委員会から独立した機関への移行の三つが選択肢として挙げられたことも明記すべきです。

４．②新たな法人制度については、a)新たな法人制度の共通ルール（主務大臣の監督権限の強化、中期目標期間終了時ごとの「廃止を含めた検討」など）の適用が現在の国民生活センターの機能低下に本当につながるのか、b)「自律的かつ効率的に事務・事業を行う法人」および「行政執行法人」以外の新たな法人類型の検討の可能性はないのか、といった点についてさらなる情報収集と働きかけが必要です。

５．第５回「検証会議」で出された「地方消費者行政への支援の必要性についても座長メモに盛り込むべき」旨の意見には賛同します。

６．上記２と３の選択肢を併記し、４および５を加えた上で、「国民生活センターがこれまで消費者行政において果たしてきた特段の役割と、国民生活センターに対する消費者・国民からの厚い信頼を考慮すれば、国民生活センターのあり方は行政刷新会議における独立行政法人改革の論議とは切り離して、政府としてひき続き検討すべきである」ことを「検証会議」の中間整理の結論とするのが適当であると考えます。

以上

資料４－４

国民生活センターのあり方に関する意見

２０１１年１１月３０日

国　府　泰　道

国民生活センターのあり方の見直しに関する検証会議の取りまとめに下記の内容を盛り込んでいただきたく、意見書を提出します。

１　国センの業務内容の特質を確保すること

国民生活センターは、国の機関，独立行政法人に代わる新しい法人（以下，「新しい法人」），あるいは、新しい法人とは別類型の法人といった組織形態の如何にかかわらず，次のような実質を確保した組織として確立すべきである。

（１）国センの直接相談を復活し、地方支援・消費者支援業務の中核に置くこと。

国センは、自ら消費者から直接相談を受け、事業者とあっせん交渉を行うことにより、消費者被害の実態を把握し、地方の相談を支援し、迅速な注意喚起業務を実施することができる。こうした消費者目線の業務を遂行するには、平成２２年１２月７日閣議決定を明示的に変更し、直接相談を復活すべきである。

（２）国センの地方支援・消費者支援業務と消費者庁の司令塔機能とは、現状においてもほとんど業務の重複がないことを確認し、業務の整理統合の視点ではなく、両業務をともに強化する観点で組織体制を整備すること（佐野委員提出の１１月２４日付意見書添付の参考資料１参照）。

消費者庁創設時の国会決議（附則・附帯決議）においても、国センの更なる体制強化の方針を確認していた。したがって、国センを国の機関とする場合でも、業務を担当する職員の削減が生じないことが必要であり、むしろ地方消費者行政の支援を強化するため、固定的研修施設の確保や担当職員の増強など体制強化が必要である。

したがって新組織への移管に当たって職員の削減を行うことは原則として許されない。

（３）国センの相談あっせん・情報分析提供・紛争解決（ＡＤＲ）・研修・商品テスト等の業務が、消費者庁から独立して柔軟性・機動性を確保されるよう、制度的に担保される仕組みとするとともに，その旨を法律に明記すること。

現行法の有権解釈に拘束されない柔軟かつ公正な相談あっせん処理や紛争解決や相談員研修などが遂行されること、迅速かつ機動的な情報分析・注意喚起が実施されることが制度的に確保されるよう、法律上の規定だけでなく、制度的にも配慮することが必要である。例えば、国セン側の個々の相談あっせん業務や情報発信について消費者庁側が関与できない仕組みとすること，国センの人事上・予算上の自主性を尊重すること，ＡＤＲについて国センの中に独立の委員会を設置するなどなどである。

（４）国センの担ってきた各業務の一体性と業務の独立性を確保したうえで、情報分析の成果が消費者庁及び消費者委員会において活用されるよう、業務遂行面での連携強化や人事交流を促進すること。

（５）国センの業務と組織体制が将来的にも安定的に充実・強化されること。

（6）研修施設の廃止を見直すか、あるいは代替の国の施設を確保すること。

2　国センの組織形態について

以上のような実質を確保することを不可欠の前提として、国の機関とするのであれば、「特別の機関」とすることが考えられる。

しかし、形式的に「特別の機関」としても、以上の実質が確保できないのであれば、むしろこれらの実質が確保できるような新しい法人とは別類型の法人を模索すべきである。なお，現在行政刷新会議が検討している新しい法人の類型では機能が低下するというのであれば，新しい法人の類型の中に国センの機能の維持充実のためにふさわしい類型を創設することを求めていくことも考えられる。

資料４－５

2011 年 11 月 30 日

「検証会議」中間とりまとめに関する意見

国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議
委員　佐野真理子(主婦連合会)

【意見の趣旨】

「中間とりまとめ」には、国民生活センターを政府から独立した機関として位置付ける選択肢があることを明記すべきであると考えます。

【理由】

1. １１月２４日の第5回検証会議に提出した「意見」のように、国民生活センターと消費者庁には、独立行政法人の整理合理化の対象となる「業務の重複」はないと考えます。タスクフォースで指摘された「重複事業」のほとんどは二つの機関の調整・連携により解決を図ることができます。
2. 独法改革で検討されている「新たな法人制度への移行」については、なおその方向性が不明確です。不明確なままに国民生活センターの見直しに関する重要課題について、その検討に依拠することはできません。これは「刷新会議を優先とは思っていない」との山岡賢次大臣の見解とも合致するものです。
3. 国民生活センターの消費者政策における独自の位置や、地方を含む消費者行政全般の中での役割・機能を重視するなら、見直しにあたっては当然のことながら、消費者庁・消費者委員会をはじめ、地方消費者行政のあり方を含む幅広い検討が求められます。その観点からの、業務・組織について、制度設計を含む幅広い検討が必要と考えます。
4. １１月２４日配布の座長メモに記載された二つの選択（国への移行と新たな法人制度への移行）は、一方は、これまでのタスクフォースでの取りまとめの結論、その延長として、他方は、行政刷新会議の予定結論に依存するものとして、極めて限定的なものです。当「検証会議」の設置の経緯や課せられた検討課題から見たとき、それら限定的な選択とは異なる見直しのあり方を提示することこそ、「検証会議」の役割と思われます。
5. 座長メモにある「国への移行」については、消費者庁以外かどうかが重要です。これまでの議論では「国」とは消費者庁のことでした。議論を振り出しに戻さないよう、移行すべき「国」の実態を明記すべきですが、検証会議ではその点の議論は尽くされていません。単なる方便と誤解されないよう、あいまいな記載は避けるべきです。

以上の理由から、中間とりまとめには、１１月２４日に提出した「意見」も踏まえ、次のような選択肢についても盛り込むべきであると考えます。

> 国民生活センターを整理合理化計画の対象となる独立行政法人ではなく、政府から独立した法人組織形態にし、従来からの独自の機能を重視しつつ、消費者庁・消費者委員会、地方消費者行政との密接な連携が図れるよう、業務・組織の見直し、その制度設計の検討を進める

以上

資料４－６

意　見　書

花　井　泰　子

１．　この検証会議では、組織のあり方について注目されている傾向にありますが、相談員の立場からすると、組織のあり方よりも、国民生活センターが担うべき機能の方が重要だと思います。なぜなら、いかに立派な組織体制を作ったところで、必要な機能が備わっていなければ無用の長物だと思うからです。そこで、このような機能を重視した観点で意見を述べさせていただきます。

２．　まず、国民生活センターにおいては従前のように、直接相談を実施すべきです。いかなる組織体制であっても、直接相談は必須です。その理由ですが、現状では、国民生活センターに問い合わせをすれば、一般的助言や契約書の点検等をしてもらう事はできます。しかし、そのような一般的な法的解釈は、地元の弁護士によって代替することが可能です。私たちが国民生活センターに求めるものは、実際に業者と交渉することによって得られる知識・ノウハウや個別業者に対する情報なのです。そのような知識・ノウハウや個別業者に関する情報は業者と直接交渉すること以外には蓄積できません。そのためには、直接相談が欠かせないのです。

新しい国民生活センターにおいては、是非とも直接相談を復活していただきたく、強く要望します。

３．つぎに、研修についてです。研修は消費生活相談員の命とも言われているのですが、数年前より、受講者の希望に応えるために多人数化し、少人数で行っていた事例検討も無くなった結果、他のセンターでの斡旋状況を知る機会もなく、研修の効果が下がってしまいました。この事は、一元化試行後も、多人数での開催や映像での研修となり、場合によっては研修に参加できないなど、改善されていません。

今後は、研修期間や研修内容（法律知識の習得だけでなく、相談スキルや視野を広げるような物も含む）を充実させ、会場の確保等を整えていただきたく、強く要望いたします。

４．そして、今までの国民生活センターの良さは、次々と変容する多様化社会において、自由な立場で迅速に行動できた点が挙げられると思います。今後も引き続き、自由で迅速な行動ができる組織であることが必要です。この自由さと迅速さは、単に口頭で約束されるだけでは足りません。自由さと迅速さが制度として担保されることが不可欠なのです。

もっとも、自由さと迅速さだけが重視されるべきではないと思います。消費

者庁・消費者委員会との連携は当然に必要です。そのためには今まで以上に密接な情報交換が必要になると思いますし、人事交流も必要になると思います。ただし、この情報交換や人事交流が、３項で述べた自由さと迅速さを損なうことになってはいけないと思います。

5．さらに、この検証会議は、あくまでも国民生活センターの機能（相談・商品テスト・ＡＤＲ・研修・情報提供等）を強化するための会議です。従って、この検証会議を経た結果、これらの従前の機能が損なわれることがあってはなりません。また、人員・予算についても削減されることがあってはなりません。むしろ、新しい国民生活センターにおいては、機能を強化するために、人員・予算の拡充が図られるべきです。

6．最後に、現在のような先の見えにくい状況が国民生活センターの存在意義を最も脅かすものだと思います。早急に、国民生活センターの果たすべき機能の拡充とその実効性を制度的に担保するための具体的な方策につき十分議論を尽くした上で、国民生活センターのあり方を決めて、その目標に向かって皆が協力しあうことが大切だと思います。

以上

資料４－７

「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめに関する意見

平成２３年１１月３０日
委　員　　足　立　　敏

国民生活センターの在り方を検討したタスクフォースが、「当事者間の限られた範囲での検討に止まった」として各方面から問題提起されたことから、結論を留保の上、本検証会議において、改めて一元化以外の対応も含めて検討することとなりました。

こうした経過を踏まえると、一元化か一元化以外の組織体制を具体的に想定し、それぞれのメリットやデメリット、財源や人材の確保、そして何よりも、消費者被害の防止や迅速な救済、さらには自立した消費者の育成に取り組むことができる、機動的かつ効率的で幅広い機能を持つ組織について比較検討し、少なくとも検証会議として、一定の方向性を示すとともに、これを「肉付け」するために、今後検討すべき事項に関する意見を述べることが検証会議の使命であると同時に、与えられた権能の限界であると考えております。（この点に関する私の意見は、平成２３年１１月２４日に提出した意見書の通りです。）

しかしながら、過去５回に渡る検証会議においては、各委員の意見に隔たりが大きく、特に、一元化以外の手法として示された提案等についての詳細な検討が行われず、結果として一致した見解に至らずにいることは残念でなりません。

一方、各委員は、消費者の安心・安全、そして消費者の権利の実現が確保された消費者を中心とした社会の実現を目指すため、消費者庁・消費者委員会、そして国民生活センター（以下、「３機関」という。）にそれぞれの役割・機能を最大限発揮してほしいとの熱い思いを持ち、地方自治体や消費者団体、事業者団体との連携を図る必要があるという点に関しても、意見を同じくするものと思われます。

そこで、これまでの検討の経過を踏まえ、

①　一元化又は一元化以外の選択肢に対する下記事項の評価（を行い、）

○組織体制・事務事業の効率化
○効果的な事業執行のための安定的な財源・人材の確保
○消費者行政（推進体制）の強化（相談あっせん、法執行、教育・啓発）
○３機関の機能の拡充（低下が懸念される場合は代替措置の有無）
○消費者の利便性向上（　　〃　　）
○新組織発足までの事務作業及び所要期間・経費
○地方消費者行政（消費者団体・事業者団体）との連携・支援　など

②　現下の情勢を踏まえた上で取り得る最善の方策と実現に向けた提言の集約（に、）

残された時間をかけて取り組み、新組織のあるべき姿に関する検証会議の積極的な意見として表明されるよう提案します。

参考資料

平成23年11月30日
独立行政法人国民生活センター
理事長　野々山　宏

国民生活センターの在り方の見直し議論に関する見解

１．検証会議における議論について

本検証会議では、当センターの在り方に関する選択肢等について様々な議論と論点が出されてきた。しかし、なお、方向性が十分には見えない。検証会議の中間整理の取りまとめにあたっては、方向性をまとめる方向で議論していただきたい。

２．見直しの視点について

当センターの在り方の見直しを検討する上では、以下の（１）～（３）の視点が極めて重要であり、これらの視点が確実に確保される必要があると考える。

（１）タスクフォース取りまとめにおける「見直しの視点」が確保されること

※ タスクフォース取りまとめ ５ページ「２．見直しの視点」（抜粋）

① 消費者行政全体としての機能強化、効率化
② (独)国民生活センターの人材・ノウハウの活用を抜本的に強化
③ (独)国民生活センターの各機能の相互補完性・一体性の確保
④ 消費者庁と国民生活センターの各機能の相互補完性・一体性の確保
⑤ (独)国民生活センターによる情報提供の柔軟性・機動性の確保
⑥ (独)国民生活センター職員の雇用問題に配慮
⑦ より「消費者目線」に立った消費者庁の実現に向けた組織転換・人材育成

（２）消費者行政強化の道筋がしっかりと示されること

消費者行政強化の視点からは、当センターの機能強化だけを考えるのでなく、消費者庁を含めた消費者行政全体としての機能強化実現のための議論が必要。

消費者庁を中心とする消費者行政の機能強化には多くの課題があると考えるが、その原因として以下の２点が重要と考える。

① 消費者庁にはプロパー職員が全くいないこと。
② 消費者被害の実態を把握でき、センサーや臨床の機能を持つ現場が十分にないこと。

→ このため、職員が消費者被害を肌で感じることが難しく、「消費者目線」が消費者庁全体の文化として醸成されにくい。これを解決する道筋が必要。

（３）国民生活センターの各機能が安定して維持されること

消費者行政をより充実させ安定的なものにしていくためには、当センターの各機能が、しっかりと地に足をつけた形で安定して維持、強化されることが不可欠。効率化は当然求められてくるが、求められる役割が拡大しても、予算や人員を増やすことなく、機械的に減らされたり、消費者行政強化から離れた視点で事業が仕分けされていくことはいかがなものか。

３．見直しの方向性について

（１）上記の見直しの視点を実現するには、当センターの機能を国自らが実施すべき機能として位置付けてしっかりと確保していくことが重要。
（２）仮に消費者庁に位置づけるとすると、消費者庁に、消費者行政を生涯ポストとするプロパー職員が確保され、その割合を高める端緒とすることが可能となる。
（３）国が現場を持つことにより、センサー機能や臨床機能が期待できることになる。
（４）今回の先行試行の取組みでは、消費者庁と当センターとの連携の重要性を再認識できた。消費者庁と当センターの業務において、とりわけ被害現場からの情報と問題意識が政策に繋がる道筋が重要。さらに一体となって実施することでより高い効果を生むことができると考える。
（５）効率化や機能拡充等が「独立行政法人」という枠組みでなく、国の消費者行政の維持強化の視点で議論できる安定性が確保できる。

→ 当センターの各機能を国の機関として位置づけて行く方向性が必要。

４．国の機関となった場合の懸念に対する制度的担保

（１）当センターの機能が国に位置づけられた場合に、指摘されている懸念は、実際に運用されるのが将来のことであるので、完全に払拭されているとはいえない。その根底には、向殿委員が指摘された、一元化でお役所的文化の中に国民生活センターのよさが埋没するのではないか、との危惧がある。

これに対しては、その危惧を最小限にしていく、①組織的担保と、②監視体制の構築が必要。

（２）組織的担保

① 組織運用の外枠の工夫・・タスクフォース取りまとめ８ページ以下の更なる

工夫

② プロパー職員や現場を生かす人事運用・任用などの人事体制の確保・・タスクフォース取りまとめ１１ページの更なる具体化

→ これからの消費者行政に求められるのは「消費者目線」を持った組織文化を維持強化していくこと（タスクフォース取りまとめ６ページ）。この消費者目線の維持・向上をもっとも大切にすることが評価される人事と、その文化を持った職員が消費者行政の中枢になる人事体制が構築される必要がある。

具体的には、ⅰ）消費者庁を生涯ポストとするプロパー職員の比率の向上、ⅱ）プロパー職員が中枢のポストで活躍できるキャリアパスの構築、ⅲ）消費者目線に基づいた行動が評価される人事の実施（特に、人事担当者がその視点を持っている必要）、ⅳ）内部部局と現場を有する機関（タスクフォース取りまとめであれば施設等機関）の両方をバランスよく経験できるキャリアパスの構築　など

（３）監視体制の構築

消費者委員会の役割の重要性

国に移行した後も検証会議などの「検証」の実施

以　上